平成２４年（フ）第１３号
佐賀県唐津市鎮西町赤木2928番地
債務者　藤田　寶一
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田坂　　茜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１４号
佐賀県唐津市鎮西町赤木2928番地
債務者　藤田　良子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田坂　　茜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１１７号
福井県鯖江市上河端町40―32―３、住民票上の住所福井県鯖江市上河端町第47号29番地３
債務者　竹内　淳子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　宏和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９７７号
横浜市磯子区東町10番４―501号
債務者　武本　麗子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１号
栃木県栃木市藤岡町大前1985番地１
債務者　野口　玲子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀岡　康一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４０号
北海道紋別郡遠軽町西町２丁目５番地37
債務者　砂金亜里沙
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
茨城県水戸市堀町451番地
債務者　佐藤　守男
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１６９号
茨城県水戸市堀町451番地
債務者　佐藤八重子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１８３号
茨城県水戸市谷津町572番地
債務者　高田美智子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第９０号
群馬県高崎市飯塚町1555番地９　ライフシャトー203号
債務者　佐藤ひろみ
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５９号
埼玉県川口市芝塚原１丁目５番３号、住民票上の住所仙台市若林区若林７丁目６番47号フォーブル21―106
債務者　飯田惠美子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１６号
埼玉県朝霞市三原３丁目29番９号
債務者　鈴木登志子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目８番地７石川ハイツ303
債務者　大沼　春江
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２８６号
埼玉県ふじみ野市福岡１丁目５番６号　上福岡第２宝マンション302
債務者　並木　浩之
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２９７号
埼玉県所沢市大字下安松1510番地の４　サンヴェール東所沢509
債務者　宮地　雄幸
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３０８号
埼玉県ふじみ野市亀久保1670番地48　コーポ小松102
債務者　田口　輝就
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１４０号
埼玉県比企郡小川町大字大塚565番地６　レオネクストアマービレ102
債務者　横山　君代
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部